

第2次丹波篠山市 子ども読書活動推進計画



(丹波篠山市マスコットキャラクターまるいのとまめりん)

令和元年5月
丹波篠山市教育委員会



目 次

第1章はじめに

- 1 子どもの読書活動の意義 … P1
- 2 読書活動の現状 … P1
- 3 計画策定の背景 … P2

第2章 読書活動推進計画策定にあたって

- 1 計画の目的 … P3
- 2 計画の対象 … P3
- 3 計画の期間 … P3
- 4 計画の基本方針 … P3

第3章 第1次計画期間における取組と課題

- 1 家庭・地域における読書活動の推進 … P4~P7
- 2 市立中央図書館における読書活動の推進 … P7~P11
- 3 学校等における読書活動の推進 … P11~P15

第4章 第2次計画の具体的方策

- 1 家庭・地域における読書活動の推進 … P16~P19
- 2 市立中央図書館における読書活動の推進 … P19~P22
- 3 学校等における読書活動の推進 … P22~P25

第5章 推進体制等の整備

- 1 推進体制等の整備 … P25~P26

附属資料

- 1 統計でみる市立中央図書館 …P1~P4
- 2 策定までのスケジュール …P5
- 3 法令等資料 …P6~P8

第1章 はじめに

1 子どもの読書活動の意義

読書は、成長期の子どもにとって豊かな心を育むために極めて大切な役割を担っています。読書によって得られる知識、考えたり、感じたり、想像したり、表現したりする能力を身につけることは、自ら課題を発見したり、また、判断して解決する資質や能力を養う基となり、その後の人生において大きな影響を与えることになります。

また、子どもは、読書の中で多くの豊かな文章に触れることにより、考える力や文章力が養われ、ひいては言葉のコミュニケーション能力を高めることにもなります。

このように、子どもの読書意識を高めることはその成長過程において非常に重要であり、その活動を広く押し進めることが必要です。

読書活動を推進するためには、子どもが、いつでもどこでも読書を楽しむことのできる環境を作ることが大切です。それには社会全体の問題として、家庭、地域、図書館、学校、関連施設などが連携を図って、子どもの主体的な読書活動を支えるための取り組みを行わなければなりません。

2 読書活動の現状

丹波篠山市では、小・中学校において朝の時間や終わりの時間に「読書タイム」を設定し、子どもたちに読書習慣を身につけさせるよう取り組んでいます。また、平成15年には中央図書館や市民センター図書コーナーが開館し、市民への図書や情報の提供、学校教育支援の一環として、団体貸出などをおこなっています。平成21年度からは市民センター図書コーナーがボランティア運営に切り替わった影響も考えながら、読書活動が十分に行き渡るためには、今後さらなる連携が望まれます。

一方、テレビ、DVD、スマートフォンや携帯電話、パソコンなどさまざまなメディアは、現代社会においていまや欠くことのできないものとなっていて、子どもの生活環境をも変化させ、安易に情報が得られることから、子どもの「読書離れ」や「活字離れ」を招いていることも否めません。また、ゲーム機は子ども社会に深く浸透していますが、熱中しすぎるあまり人と接する機会が少なくなり、人の話を聞いたり自分の考えを伝えたりするなどの能力に影響を与え、他人とうまくコミュニケーションがとれなくなることがあります。

このような状況は、「本に関心がない」「興味がない」といった子どもを増加させるだけでなく、結果として読書によって得られる資質や能力の低下を招き、子どもの成長に少なからぬ影響を及ぼしています。

3 計画策定の背景

「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定め、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長に資することを目的としています。



(国)

- ① 平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第1次基本計画）を定め、家庭・地域・学校等の連携・協力を重視した施策に取り組みました。
- ② 平成20年3月には、第1次基本計画策定後の社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く状況の変化等を踏まえ、第2次基本計画を定めました。
- ③ 平成25年5月には、第2次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で、新たに、第3次基本計画を策定しました。
- ④ 平成30年4月には、第3次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で、子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的な方策を規定する第4次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。



(兵庫県)

- ① 平成16年3月に、すべての子どもが豊かな心をはぐくみ、生涯にわたり自ら学ぶことのできる力を養うため、子どもの読書活動の推進や環境の整備・充実を図ることを目標とした「ひょうご子どもの読書活動推進計画」を策定しました。
- ② 平成21年9月には、兵庫県の計画が改定され、「ひょうご子どもの読書活動推進計画（第2次）」が策定され、平成21年度から平成26年度までの5年間にわたる施策の方向性や取組方策が明らかにされました。
- ③ 平成27年3月に、国の第3次「子どもの読書活動に関する基本的な計画」や情勢の変化を踏まえ第3次計画を策定しました。



(丹波篠山市)

平成20年3月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に基づき、国や県の計画を基本として子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に進めるための計画を策定しました。

第2章 読書活動推進計画策定にあたって

1 計画の目的

この第2次計画は、生涯を通じて本に親しむことができるよう、子どもの読書環境の整備および自主的な読書活動を推進し、心豊かでたくましく生きる子どもたちや、現代において不足しがちなコミュニケーション能力に加え、自ら学び、考え、行動することのできる子どもの育成を目指します。

2 計画の対象

この計画の対象は、乳幼児から中学生までを中心に、0歳からおおむね18歳までの子どもと乳幼児を持つ保護者とします。

3 計画の期間

令和元年度～令和5年度の5年間

4 計画の基本方針

1 子どもが読書に親しむ機会の提供

子どもが、積極的に読書を行い、生涯にわたって、自ら進んで読書を行う習慣を身に付けることができるよう、乳幼児のころから本に親しむことの楽しさや喜びを伝え、成長や発達に応じて本に親しむ機会を積極的に提供します。

2 子どもの読書環境の整備・充実

子どもが本を読みたいと思ったときに、いつでもどこでも魅力ある本を提供できる環境づくりに取り組みます。

3 子どもの読書に関する理解の促進

保護者をはじめ子どものまわりの大人も読書活動への理解と関心を示し、みんなで読書を楽しむ環境づくりに取り組みます。

4 図書館を中心にした関係機関の連携・協力

子どもが、より多く、より深く読書の喜びを感じることができるよう、図書館をはじめ、子どもの読書活動に関わる施設や団体と連携・協働することにより、社会全体で子どもの読書活動を支援する体制の整備に努めます。

第3章 第1次計画期間における取組と課題

すべての子どもがいつでもどこでも自主的に読書を楽しむことができる環境を積極的に整備し充実を図ることによって、子どもの豊かな心を育むとともに読書を通じてあらゆる世代とのコミュニケーションを大切に、生涯にわたり生きる力を養うことを目的に取り組みました。

1 家庭・地域における読書活動の推進

(1) 家庭・地域の役割

子どもの読書の習慣は、乳幼児期に家庭生活のなかで、本を読み聞かせることからはじまります。

親子がふれあい、ことばをかけることにより、信頼関係をはぐくみながらことばを理解し基礎を身につけていきます。とくに、乳幼児期に絵本を読み聞かせることがきっかけとなり、後の読書習慣を育てていくこととなります。

読書習慣を維持し続けるためには、子どもの行動範囲の広がりとともに、どこにいても本と出えるよう、読書活動の推進の取組を地域へ広げていくことが必要です。

(2) 家庭での読書活動推進の取組

○丹南健康福祉センター（健康課）による推進

【取り組み】

① 本をとおしたコミュニケーションの推進

・月2回実施している親子遊び教室（発達に課題のある幼児が対象）で保育士による絵本や紙芝居の読み聞かせを行ってきました。

② 保護者支援の充実

・4ヶ月健診（毎月実施）を受けた親子を対象に、図書館司書より図書館の利用方法や絵本の紹介等、小さいうちから親子一緒に絵本に親しむ支援を行ってきました。

③ 読書の啓発

- ・赤ちゃんとのふれあい体験学習事業の協力者（0歳児とその保護者）に絵本のプレゼントを行い、絵本に触れる機会を増やすよう努めました。
- ・乳幼児健診の際に、年齢に応じたおすすめの本シリーズの「あかのとびら」「オレンジのとびら」を配布してきました。

（3） 地域での読書活動推進の取組

○子育てふれあいセンターによる推進

【取り組み】

① 本をとおしたコミュニケーションの推進

- ・4ヶ月から1歳未満までの赤ちゃんと保護者を対象にした「赤ちゃん講座」に、図書館司書を招き絵本講座を実施しました。
- ・絵本に親しむ場として、「赤ちゃんルーム」、「プレイルーム」ではアドバイザーによる絵本の読み聞かせを実施しました。

② 保護者支援の充実

- ・保護者には新刊や既刊の絵本の紹介、読み聞かせの方法、選び方について、随時アドバイスを行ってきました。
- ・市立中央図書館と連携し、出張図書館を「子育て広場」などの事業や子育てふれあいセンター登録の子育てグループで実施しました。



出張図書館

・平成29年3月にたんなん子育てふれあいセンターが移設し、今まで1つだったプレイルームが、赤ちゃんルーム（2歳未満の子ども対象）とプレイルーム（2歳～就学前の子ども対象）の2つになりました。各ルームに年齢に応じた絵本を設置し、読み聞かせのスペースが確保できて読書環境が充実しました。



赤ちゃんルーム



プレイルーム

③ 読書の啓発

・いつでも子どもが目線の高さにある絵本を手にとり楽しめるように、「今月のおすすめ絵本」コーナーや「はじめての絵本」コーナーを設置して、乳幼児から自然に絵本に親しむ機会の提供に努めました。

○その他社会教育施設による推進

【取り組み】

① 読書に親しむ環境整備

・放課後や休日等に子どもの居場所となる市内の社会教育施設において、子どもが読書を身近に感じ、気軽に楽しめるよう施設空間の有効活用や幼児・児童向けの本の収集など、読書環境の整備に努めてきました。

○ボランティアによる推進

【取り組み】

① 読書に親しむ環境整備

・学校（園）や市立中央図書館におけるお話会、イベントを開催して子どもたちと本との出会いを支援してきました。

【課題】

地域や家庭において読み聞かせを続けることは、子どもの読書習慣の形成等に有益ですが、大人の読書離れや、就労等で忙しく、その時間を作り出すことが難しい家庭が見受けられたり、ゲームなどの遊びを優先している傾向もあるため、読書への関心が薄らいできている状況です。

公民館等の施設は立地など地域ごとに条件が違っており、一定のサービスを行うことに対して課題があります。

限られた予算のなかで地域の子どもに対する読書の普及、啓発のため図書の刷新を図っていくことが課題となっています。

2 市立中央図書館における読書活動の推進

(1) 市立中央図書館での役割

市立中央図書館は、利用者が読書を楽しむだけでなく、さまざまな情報を得たり読書活動に取り組んだりする場所であることから、生涯学習の中核的施設であるといえます。子どもが読みたい本を自由に選び、読書できる環境を作るとともに、読書活動のきっかけとなる機会を提供していくことが必要です。そのため、子どもの読書活動の推進に関わる講座や展示会、研修会などの事業を展開することが望まれます。

また、家庭や地域、学校や子どもに関わる施設や団体とたえず連携しながら、子どもの読書活動の推進を図っていかねばなりません。

(2) 市立中央図書館による読書活動推進の取組

○市立中央図書館による推進

【取り組み】

① 図書資料の充実

- ・多岐にわたる市民ニーズに可能な限り応えながら、特定の分野に偏ることがないようバランスの取れた蔵書整備に努めてきました。
- ・すべての子ども達が読書に親しめるよう青い鳥文庫や大活字本、デイジー図書などの資料の充実に努めてきました。

- 平成28年には市民センター図書コーナーにふれあいコーナーを設置して、子育てに関連する情報を集約発信するコーナーを新たに設けました。
- 読書離れの傾向が強い中高生向けにYA（ヤングアダルト）本の充実を図り、子どもが本に親しむ機会を増やしてきました。



ふれあいコーナー

② ブックスタート事業等の展開

- 丹南健康福祉センター（健康課）で、毎月行われている4ヶ月児健診に関わる全ての親子を対象に、乳幼児のころから、本に親しむことの大切さを保護者に伝える「ブックスタート」事業を実施してきました。具体的には、図書館司書が、健診に訪れた保護者に絵本や図書館が作成したブックリストなどを配布してその趣旨を理解していただくとともに、絵本の読み聞かせの方法や絵本の選び方などをアドバイスすることで、家庭での読書活動を支援してきました。



ブックスタート事業

③ ボランティア活動の支援

- ・主に就学前の幼児を対象とした絵本の読み聞かせを地域のボランティアグループと同様に図書館司書により行ってきました。
- ・地域のボランティアグループが読み聞かせなどの活動を継続して行えるように場所や図書などの提供、いろいろな講座や講演会を開催するなど、子どもの読書活動を支えるさまざまなボランティア活動を支援してきました。

結果、図書館で活動するボランティア団体が文部科学大臣賞を受けるなど、その活動が評価されました。



講座「こどもと絵本」の様子

④ 学校等における読書活動の支援

- ・市内各学校で行われている全校一斉の読書活動の推進を支援するため、希望する市内各小・中学校のクラスに各学校や担当教諭の要望に沿った内容の図書を50冊まで2ヶ月間貸出してきました。
- ・読書の楽しさを伝えるために学校などの関係機関で、職員やボランティアによる読み聞かせやブックトークを実施しました。
- ・平成29年度は「読書感想文の書き方講座」を開催し、読書感想文向けの資料提供など図書館の機能を生かした支援活動を進めてきました。
- ・各学校の求めに応じて、学校図書館に関する相談業務や支援を積極的に行っていました。

⑤ 社会体験学習の受け入れと支援

- ・中学校や特別支援学校のトライやる・ウィークならびに市内高等学校のインターンシップなどの職場体験学習事業を積極的に受け入れています。そして、その体験を通して、図書館の意義や役割についての理解を深めたり、やり抜く力等が身につくよう支援してきました。

- 学校との連携を深めるために、「職場体験学習」や「図書館見学」などの受入体制を整備しました。
- 図書館の仕事を体験してもらうため、図書館に興味を持つ小学校の高学年を対象に「1日図書館員」を実施しました。
- 市内各学校の初任者研修に係る社会体験研修などの受け入れを行い、市立図書館への理解と今後の学校における図書館教育などを深めていけるよう努めてきました。



1日図書館員の様子

⑥ 読み聞かせ活動の支援

- 地域や市内の保育所・幼稚園等の読み聞かせ活動を支援するため、絵本・紙芝居等の団体貸出を行ってきました。
- 子育てふれあいセンターと連携し、子育てグループ等に出張図書館を実施しました。

⑦ 読書活動推進への取組

• 「読書手帳」に各自で借りた本の記録をすることにより、読書意欲の高まりや子どもが、どのような本を読んだかの記録を残し、宝物となるよう読書活動の推進に取り組みました。また、篠山市内の小学校・中学校の全児童・生徒に配布を行うため、今後も小学校新1年生を対象に読書手帳を配布します。

• ブックスタートパックへおすすめ本シリーズの「あかのとびら」を同封し、小学3年生の図書館見学時に「3年生におすすめの本」を配布しました。

また、1歳半から高校生まで年齢に応じたおすすめ本シリーズを作成しました。

ホームページでは、行事案内や行事の様子を掲載するとともに、図書館だよりの「本の森」を発行することによって、魅力ある図書や図書に関する話題を紹介することに努めてきました。

・図書館司書と読み聞かせボランティアが連携しておはなし会を毎週火曜日、土曜日と第1木曜日に開催しました。このほか、平成27年度からは市民と協力・協働した「毎月10日は篠山だけ図書館の日」を開催して、ミニコンサートや折り紙、絵手紙教室を開催したり、司書による読み聞かせや、エプロンシアターを行ってきました。

・市民センター図書コーナーでは、ボランティアによるおりがみの飾りつけが定期的に行われ、季節感が感じられる環境づくりに努めてきました。



毎月10日は篠山だけ図書館の日



おはなし会

【課題】

図書館は子どもにとっては、豊富な図書の中から自分の読みたいものを自由に選択し読書の楽しみを知ることのできる場所であり、大人にとっては、子どもに与えたい図書の選択や子どもの読書についての相談ができる場所としての体制を整備することが課題であります。そのため、読書相談やリクエストサービス、レファレンスサービスの向上を図ることや、絵本や若い世代に向けた蔵書の充実や、対象年齢に配慮したお薦め本のコーナーなどを設置して啓発活動を行っていく必要があります。子どもにとっても地域住民にとっても本と触れ合うことの出来る身近な中央図書館を目指していかなければなりません。

また、ボランティアグループの活動は活発に行われていますが、子どもの読書活動を総合的に推し進めるための連携は十分でないのが現状です。

ボランティアグループによるよみきかせやブックトーク、おはなし会などの取り組みは、子どもと本を結びつける重要な橋渡しの役割を持っていることから、これらの活動の手助けとなるように、図書館の施設を練習場所として提供したり、蔵書の充実ボランティアグループへの司書による助言などを行い、協力して取り組んでいかなければなりません。

3 学校等における読書活動の推進

(1) 学校等の役割

学校においては、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間において学校図書館を積極的に活用します。そのためには、学校図書館図書標準の達成に向け、学校図書館の図書の整備を十分に行わなければなりません。学校図書館を整備するた

めの経費については、計画的な財政措置を講じる必要があります。さらに、学校図書館を活用した教育活動や学校における読書活動の中心的役割を担う学校図書館司書の配置を進めなければなりません。

また、学校と市立図書館が研修や情報交換の機会を設けるなど連携を密にし、児童生徒の読書活動を推進する取組の一層の充実を図ります。

(2) 保育所・幼稚園等での読書活動推進の取組

○保育所・幼稚園等での読書活動の推進

【取り組み】

① 保育者による読み聞かせ

・読み聞かせは、保育者が子どもと触れ合う大切な機会と捉え、発達段階に合わせた絵本の読み聞かせを行っています。おやつや昼食準備前に食育に関する本を読んだり、お昼寝前に落ち着いて眠れる絵本を読んだりと生活の中で絵本を活用してきました。

② 絵本に親しむ工夫

・ボランティアとの連携や協力により、絵本の読み聞かせを実施しています。職員以外の方に絵本を読んでもらうことは、子どもにとって刺激を受け、興味を引くことにつながるなど相乗効果を生み出してきました。
・日々の保育に絵本をとり入れて、子どもたちの豊かな情操を養うよう努めました。

③ 絵本の貸出

・市内保育所では、家庭への絵本の貸し出しを行っている園もあります。好きな本を持ち帰ることで、絵本を通じた家庭での親子のふれあいや話題作りにもつながりました。

【課題】

絵本の楽しさを家庭に広げることについては課題が残りました。

今後は保育所、幼稚園等に通う子どもだけでなく、自宅で子育てをしている家庭への支援など、地域の子育て支援施設としての機能が求められています。

(3) 小・中・特別支援学校及び高等学校での読書活動の取組

○小・中・特別支援学校及び高等学校での読書活動の推進

【取り組み】

① 授業における読書活動の推進

(小学校)

・市立中央図書館や図書館ボランティア、学校図書館支援員と連携して、ブックトークや読み聞かせ等読書活動の充実を図ってきました。

(小学校・中学校)

・読書活動の推進は、学習指導要領でも重視されています。授業では、読書活動を効果的に取り入れて学習の充実を図りました。

② 学校図書館の充実

(小学校)

・長期休業中の本の貸し出しや季節にあった図書室の掲示、おすすめの本の紹介をしてきました。

・学校図書館支援員の配置を進め、読書活動の充実と読書環境の整備に取り組んできました。

(小学校・中学校)

・市立中央図書館と連携して図書館から図書の貸し出しを行い、本を入れ替えることで子どもと本の出会いを増やし、子どもの読書意欲を高めました。

(高等学校)

・高校においては、生徒に「図書室の利用案内」を配布するなど利用促進に努めてきました。



ブックトーク事業

③ 子どもが読書に親しむ工夫

(小学校)

・地域のおはなしボランティアグループやブックサポーターによるおはなし会の実施をした学校もありました。

(小学校・中学校)

- ・定期的に授業開始前などに「朝の読書」を実施。朝の読書は読書習慣を身につけるだけでなく、その後の授業に集中できるなど効果が認められました。
- ・市内の小・中学校が朝の時間・昼休み、また学校行事のなかで読み聞かせ事業を実施しました。
- ・読書感想文・感想画コンクールなどの事業に参加しました。
- ・図書だよりで新刊の紹介や、図書委員会活動でリクエスト本のアンケートを集約したり、啓発ポスターや新聞、掲示物を作成して図書紹介を行うなど、児童生徒が自分で本を選べる工夫を行ってきました。

④ 家庭での読書活動の支援

(小学校)

- ・家庭用読書カードや親子（家族）ふれあい読書ファイルを作成するなど様々なやり方で取り組んできました。
- ・毎月23日は家族と読書をする家読の日を設定するなど、「子ども読書日」、「子ども読書週間」にふさわしい事業の実施と行事情報の提供に努めてきました。

【課題】

家庭読書に取り組んでいますが、家庭の事情により一人で読書をする児童生徒や読書に積極的でない児童生徒もあり、個人や家庭での温度差も大きくなってきています。

今後は、家庭を含めた読書習慣作りが学力面でも心の成長面でも重要であることから、読書の楽しさだけでなく学習に対する興味・関心を呼び起こし、児童生徒の自発的・主体的な学習活動に発展するよう学校図書館の充実を図るために、中央図書館と連携し、団体貸出を利用して、蔵書の不足分や調べ学習に活用できる資料を補いながら、新しい情報にあわせた蔵書の入れ替えなどが必要です。

また、国の「学校図書館図書整備等5カ年計画」策定に基づき、蔵書数、図書購入費、司書・中学校への学校図書館支援員の配置など財政措置も検討しながら、学校図書館の環境整備に努めていかなければなりません。

学校図書館支援員の配置状況

(小学校 全14校)

配置状況	学校数
毎週配置	6校
2週間に1回配置	8校
未配置	0校

(中学校 全5校)

配置状況	学校数
毎週配置	0校
2週間に1回配置	0校
未配置	5校

各中学校蔵書冊数

	平成28年度	平成29年度	クラス数	学校図書館 図書標準冊数	達成状況 (%)
篠山中学校	10,981	11,695	17	13,120	89.1
篠山東中学校	7,913	8,084	6	7,360	109.8
西紀中学校	7,200	7,480	8	8,480	88.2
丹南中学校	10,836	10,885	11	10,160	107.1
今田中学校	5,759	5,860	4	6,080	96.4

各小学校蔵書冊数

	平成28年度	平成29年度	クラス数	学校図書館 図書標準冊数	達成状況 (%)
篠山小学校	5,992	6,749	8	6,040	111.7
八上小学校	5,822	6,475	8	6,040	107.2
城北畑小学校	5,156	5,631	8	6,040	93.2
岡野小学校	5,984	6,275	9	6,520	96.2
城東小学校	6,994	6,896	8	6,040	114.1
多紀小学校	7,119	7,317	7	5,560	131.6
西紀南小学校	5,310	5,320	8	6,040	88.1
西紀小学校	5,461	5,374	7	5,560	96.7
西紀北小学校	3,708	3,773	3	3,520	107.2
大山小学校	5,458	5,942	7	5,560	106.9
味間小学校	13,551	13,714	19	10,560	129.9
城南小学校	7,764	7,749	8	6,040	128.3
古市小学校	4,635	4,821	8	6,040	79.8
今田小学校	—	6,340	8	6,040	105.0

篠山養護学校蔵書冊数

	平成28年度	平成29年度	クラス数	学校図書館 図書標準冊数	達成状況 (%)
篠山養護学校(小学部)	4,615	4,730	5	2,832	167.0
篠山養護学校(中等部)			2	4,800	98.5

※学校図書館図書標準冊数・・・文部科学省が公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定めたものです。

※各校のクラス数は特別支援学級も1クラスとしています。

※達成状況は平成29年度末現在です。クラス数は児童生徒数の増減により年度ごとに変更する場合があります。

※篠山養護学校は幼稚部～高等部に分けての収集がなく、全ての本を共有しています。

第4章 第2次計画の具体的方策

1 家庭・地域における読書活動の推進

(1) 家庭の役割

【方向性】

乳幼児期は、おはなしを聞いたり、見たりして本の楽しさを知ることや、本に親しむきっかけとなる大切な時期であり、保護者にも乳幼児期にたくさん本にふれることでことばの基礎を育み、生きる力を身につけるうえで重要な役割を果たすということを理解してもらい、家庭で保護者が子どもに本を読み聞かせたりするなど、本と親しむ環境づくりを支援していきます。

(2) 家庭での読書活動推進の取組

○丹南健康福祉センター（健康課）による推進

丹南健康福祉センターは、子どもの乳幼児健診、育児相談を実施し、母子保健の拠点となっています。ブックスタート事業を継続して行い、赤ちゃんとは絵本の出会いの場を提供していきます。

【具体的な取り組み】

① 本をとおしたコミュニケーションの推進

- ・発達に課題がある幼児を対象とした教室で、保育士による絵本や紙芝居の読み聞かせを継続します。（継続）
- ・平成28年度開設の子育て世代包括支援センターの窓口や各教室や講演会等の託児の際に、絵本を準備して絵本と触れあう機会を増やします。（継続）

② 保護者支援の充実

- ・乳幼児から家庭での読書の重要性を促すため、4ヶ月健診時に市立中央図書館司書より図書館の利用案内や絵本の紹介を行い、赤ちゃんとその保護者へ絵本を手渡すブックスタートを継続します。（継続）
- ・妊娠期の親にも将来子どもと絵本を楽しむ大切さを伝えるような取り組みを検討していきます。（新規）

③ 読書の啓発

- ・親子で読書を楽しめる場所や講座（市立中央図書館のおはなし会など）の広報に努めていきます。（継続）
- ・乳幼児健診の際に、年齢に応じたおすすめの本シリーズの「あかのとびら」「オレンジのとびら」の配布を継続します。（継続）

（３）地域の役割

【方向性】

子どもは日常生活のほとんどを自分の住んでいる地域内で過ごします。地域における子どもの読書活動において、子育てふれあいセンターや中央公民館や児童館、ふれあい館などの社会教育施設は子どもたちの身近な施設として子どもが本と出会い、自由に本とふれあうことのできる場所として重要な役割を果たしています。

子どもが気軽に本に親しむことができ、また地域の身近な大人が読書活動に理解と関心を持ち、子どもと本を結び付けることが、子どもの読書習慣の定着において大切です。

地域において、子どもがより多くの本に出会い、読書の楽しみを知ることができると取り組みを進めます。

また、子どもの読書活動を推進する各種団体やボランティアサークルは、子どもの読書活動に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむさまざまな機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに寄与するよう努めます。

（４）地域での読書活動推進の取組

○子育てふれあいセンターによる推進

市内には4館の子育てふれあいセンターがあります。センターでは、乳幼児を育てている保護者に、絵本の読み聞かせの大切さ、楽しさ、心地よさを感じてもらい、子どもの情緒面の成長を促すための取り組みを行っています。

【具体的な取り組み】

① 本をとおしたコミュニケーションの推進

・親子のふれあい遊びや子育て講座において、子どもの年齢や季節に応じた絵本を選書し読み聞かせをします。

さらに今後は市立中央図書館等と連携し、絵本などの紹介にも継続して取り組んでいきます。（継続）

② 保護者支援の充実

- ・市立中央図書館の出張図書館や絵本講座を継続して実施します。

保護者が乳幼児期から読書の大切さや読み聞かせの必要性について学ぶ機会として、保護者に対し新刊や季節の絵本の紹介、読み聞かせの方法、選び方のアドバイスをを行い、読書活動の意義や重要性、楽しさを知ってもらうよう取り組みます。

(継続)

- ・プレイルームにおいて、年齢に応じた絵本を配置したり、子育てアドバイザーによる読み聞かせを継続して実施して、絵本の紹介や親子での絵本の楽しみ方などを一層啓発し、保護者が子どもの読書活動に関心を持つよう取り組みます。(継続)

③ 読書の啓発

- ・絵本の貸し出しを継続して行い、本に親しむための環境づくりに取り組みます。

(継続)

- ・各センター間で絵本の入替を積極的に行い、より多くの絵本に触れられるように取り組みます。(継続)

○その他社会教育施設による推進

市内の社会教育施設は生涯学習の拠点であり、子どもの健やかな成長を目的とした、だれもが利用できる施設です。これら地域の施設では、子どもが本と出会い楽しむことができるような環境整備に努め、読書活動の普及・啓発に努めていくことが求められます。

【具体的な取り組み】

① 読書に親しむ環境整備

- ・放課後や休日等に子どもの居場所となる市内の社会教育施設において、子どもが読書を身近に感じ、気軽に楽しめるよう中央図書館と連携し、子どもにとって親しみが持てる絵本や物語を設置するなど、読書環境の整備に継続して取り組みます。

(継続)

- ・事業の中で年齢に応じたお薦め本を紹介したりするなど、市立中央図書館と連携しながら事業に取り組みます。(新規)

○ボランティアによる推進

ボランティアによる取り組みが子どもたちと本との出会いを支援する活動として、これまでも大きな役割を担っていることから、今後とも各機関・施設との連携強化を図り、活動を支援することにより、子どもの読書活動の推進に努めていきます。

① 読書に親しむ環境整備

【具体的な取り組み】

- ・学校（園）や図書館におけるお話し会、イベントを開催して子どもたちと本との出会いを継続して支援します。（継続）
- ・家庭以外の施設や地域において、親子や子どもを対象にしたおはなし会や読み聞かせを各ボランティアグループが継続的に行い、どこにいても本に親しむことができる環境作りに努めます。（継続）
- ・地域における子どもの読書活動が積極的に展開されるよう、読書ボランティアの講座等への参加を促し、ボランティア各自の資質向上を目指します（継続）

2 市立中央図書館における読書活動の推進

（1）市立中央図書館での役割

【方向性】

地域における子ども読書活動を推進するためには、図書館が積極的な役割を果たす必要があります。そのためには、図書館の環境整備と機能強化、児童・青少年用の図書資料の充実等に努めるとともに、利用者に応じた必要なサービスの提供に取り組めます。

子どもの読書活動を推進するには、今後も読み聞かせやおはなし会をさらに充実させる必要があります。このため、読み聞かせ活動等に協力していただけるボランティアとの連携が大切であることから、現在も開催している読み聞かせ等の専門的技術習得のための講座等をさらに充実し、ボランティアの育成を図るなど支援に努めます。

（2）市立中央図書館での読書活動推進の取組

○中央図書館による推進

図書館は、子どもにとっては、豊富な図書の中から自分の読みたいものを自由に選択し読書の楽しみを知ることのできる場所です。大人にとっては、子どもに読みたい図書の選択や子どもの読書についての相談をすることができる場所でもあります。

また、催事・特集展示・読み聞かせの実施、おすすめ図書の紹介、各機関との連携など様々な取組みを行っています。

【具体的な取り組み】

① 図書資料の充実

- ・多岐にわたる市民ニーズに可能な限り応えながら、特定の分野に偏ることがないようバランスの取れた蔵書整備に継続して努めていきます。（継続）
- ・障害のある子どもが本に親しめるように、施設面で配慮したり、点字資料、録音資料、大活字本、青い鳥文庫などの充実を図っていきます。（継続）
- ・読書離れが目立つ中高生を対象にしたYA（ヤングアダルト）本を積極的に購入します。（継続）
- ・在住外国人の子どものために、外国語の絵本や児童書などの収集を進めるとともに、施設や図書の利用案内サービスの充実に努めます。（新規）
- ・乳幼児向けの絵本や中高生向けの本など対象年齢に配慮した、お薦め図書のコーナー設置や、外国人の子どもが楽しめる図書のコーナーを設置して啓発活動を行います。（新規）

② ブックスタート事業等の展開

- ・乳児健診時に、乳幼児のころから本にふれあうきっかけ作りのため「ブックスタート」事業を継続して実施します。健診時に絵本を渡すことで図書館に足を運びきっかけを作ります。（継続）

③ ボランティア活動の支援

- ・図書館司書と読み聞かせボランティアが連携しておはなし会を毎週火曜日、土曜日と第1木曜日に継続して開催します。（継続）
- ・専門的知識を持った講師を招き、講座を開催するなど読み聞かせや語り（ストーリーテリング）の技術の向上を図ります。（継続）
- ・読み聞かせボランティアグループの活動を支援するとともに、定期的な情報交換が行われるよう努めます。（継続）

④ 学校等における読書活動の支援

- ・学校からの要請を受け、ボランティアと連携して図書館司書が学校へ出向き朝の読書の時間や授業の中で読み聞かせやブックトークなどを継続して行います。
(継続)
- ・希望する市内各小・中学校のクラスに各学校や担当教諭の要望に沿った内容の図書を50冊まで2ヶ月間貸出しを行っていますが、保育園、こども園、幼稚園を含めた希望する全ての学校（園）に50冊まで1ヶ月間貸出しが可能となるように体制の充実を図ります。（継続）

⑤ 社会体験学習の受入と支援

・学校との連携を深め、子どもの年齢層に応じた行事を充実させます。「トライやる・ウィーク」「職場体験学習」などの受入れを通じて子どもたちが図書館の魅力を発見できるよう努めます。（継続）

・夏休み期間などを利用して、子どもが図書館司書の仕事を体験する「1日図書館員」事業を定期的開催し、読書活動に対する関心を高める事業を推進します。

（継続）

・市内各学校の初任者研修に係る社会体験研修などの受け入れを行い、市立図書館への理解と今後の学校における図書館教育などを深めていけるよう努めます。（継続）

⑥ 読み聞かせ活動の支援

・地域や市内の保育園・こども園・幼稚園の読み聞かせ活動を支援するため絵本・紙芝居等の団体貸出を継続して行います。（継続）

・子育てふれあいセンター登録の子育てグループ等に出向き、就学前の児童とその保護者に、絵本や紙芝居の読み聞かせを行う出張図書館を継続します。（継続）

・就学児童が絵本や紙芝居の読み聞かせに触れられるよう児童クラブとの連携を検討します。（新規）

⑦ 読書活動推進への取組

・「読書手帳」を篠山市内の小学校・中学校の全児童・生徒に配布をしています。読書手帳の記録が増えることにより、達成感を味わうことができ、読書欲の向上につながっていきます。（継続）

・ブックスタートパックへおすすめ本シリーズの「あかのとびら」を同封し、小学3年生の図書館見学时に「3年生におすすめの本」を配布します。

また、1歳半から高校生まで年齢に応じたおすすめ本シリーズを配布します。

（継続）

・ホームページに行事案内や行事の様子を掲載するとともに、図書館だよりの「本の森」を継続して発行することによって、魅力ある図書や図書に関する話題を紹介することに努めます。（継続）

・「毎月10日は丹波篠山だけ図書館の日」と題して、ミニコンサートや折り紙、絵手紙教室を開催したり、司書による読み聞かせや、エプロンシアターを行います。また、12月にクリスマス会等のイベントを行います。これらを通して、図書館に多くの人に来てもらい、自然に本と触れ合う機会をつくります。（継続）

・家庭や地域、学校（園）などの子どもに関わる施設や団体とたえず連携しながら子どもの読書活動の推進を図っていきます。（継続）

・インターネットから、全ての本に予約ができ、郊外の子どもたちが最寄りの支所等の配本所を気軽に活用できるような体制の充実を図ります。（新規）

・社会福祉課の「ささっ子すくすくアプリ」と連携した絵本の紹介など、育児中の保護者や、子どもたちが絵本や本に興味関心が持てるような取組を検討します。

(新規)

⑧ レファレンス機能の充実

・児童書担当を中心に、司書および職員が積極的に研修等に参加し、利用者が子どもに与えたい図書の選択や、読書についての相談がいつでもできる窓口に努めます。

(新規)

3 学校等における読書活動の推進

(1) 保育園、幼稚園、こども園の役割

【方向性】

保育園・こども園・幼稚園では、絵本や児童書、紙芝居などの読み聞かせを行うとともに本の配置方法を見直し、子どもが本に興味を持ち、親しむことのできる環境整備が図られています。

今後、各園では絵本や児童書などのさらなる充実を図るとともに、保育者の研修等を通じ、読み聞かせの技術の向上に努めることも大切です。そのため、各施設の活動に協力していただけるボランティアとの連携に努めます。

また、保護者に対して、読み聞かせ等の意義や大切さを伝えていきます。

(2) 保育園、幼稚園、こども園での読み聞かせ推進の取組

○保育園・幼稚園・こども園による推進

市内には、保育園が4園、幼稚園12園、こども園が3園の計19園（平成29年4月現在）あります。

絵本の楽しさを体験できるように、保育園・幼稚園・こども園で子どもと絵本との出会いを支援していきます。

保育園・幼稚園・こども園で心豊かに絵本の楽しさを味わった子どもたちが、家庭に帰ったあとも絵本とふれあう機会が増えるような取組を今後も継続する必要があります

【具体的な取り組み】

① 保育者による読み聞かせ

・子どもの成長や発達・興味に応じ季節や行事など物語に入りやすいような絵本を選定し、日々の保育活動の中で継続的に読み聞かせを実施します。（継続）

・読み聞かせなどの知識やスキル向上のための研修などを職員が受講できるよう環境整備に積極的に取り組みます。(継続)

② 絵本に親しむ工夫

・保育者による読み聞かせや紙芝居などを取り入れ、常に身近に絵本とふれあえるように努めます。(継続)

・一人ひとりの子どもが、落ち着いて絵本を楽しむことのできるコーナーの充実に努めます。(継続)

・絵本などの蔵書の充実を図るとともに、市立中央図書館の団体貸出サービス制度を積極的に利用し、絵本に親しむ機会の充実に努めていきます。(継続)

・読み聞かせボランティアや、子育てを支援する団体との交流事業の中で、子どもが読み聞かせなどで本に親しみ、絵本の楽しさと出会う機会の充実に努めます。

(継続)

・園だよりやクラスだよりなどで園での読み聞かせの様子を知らせるなど、保護者に対して、家庭での読み聞かせの大切さや絵本を通しての子育ての楽しさを伝えるよう取り組みます。(継続)

③ 絵本の貸出

・市内保育園・幼稚園・こども園では家庭への絵本の貸し出しを行っている園もあります。好きな本を持ち帰ることで、絵本を通じた家庭での親子のふれあいや話題作りにもつながることから、今後も貸し出しを継続していきます。(継続)

(3) 学校の役割

小・中・特別支援学校・高等学校では、児童生徒の読書習慣を形成していくうえで大きな役割を担っています。子どもたちは読書活動に対する興味や関心を持ちながらも、年齢が上がるに従い読書に親しむ機会が減少する傾向があります。それぞれの年代に応じた読書環境を家庭や地域との連携を図りながら学校教育の中で整えていくことはとても重要です。

また、学校図書館の図書資料を充実させ、児童・生徒が多くの魅力ある図書と出会えるように努めます。

子どもの読書活動の支援に意欲を持ち学校図書館業務に対応できる人材を育成、活用しながら、学校活動における図書館利用の充実に努めます。

(4) 学校での読書活動推進の取組

○小学校・中学校・特別支援学校・高等学校による推進

市内には小学校が14校、中学校が5校、特別支援学校が1校、県立高等学校が3校あり、学校生活の中でさまざまな読書活動に取り組みます。

子どもたちが生活する「学校」は、子どもに主体的・意欲的な読書習慣の形成を促すことが可能な場所であり、より健やかな成長のために重要な役割を担っています。

【具体的な取り組み】

①授業における読書活動の推進

(小学校)

・読み聞かせボランティアや学校図書館支援員を活用した定期的な読み聞かせや、市立中央図書館が行うブックトーク、団体貸出を活用するなど相互の連携協力を継続していきます。

(継続)

(中学校)

・市立中央図書館の本を、修学旅行、社会見学の事前学習や総合学習の資料として今後も継続して活用していきます。また、総合的な学習の時間を活用して中央図書館を訪問する取組も行います。(継続)

(小学校・中学校)

・読書活動の改善・充実が学習指導要領において重視されています。今後も、読書活動を効果的に取り入れて学習の充実を図ります。(継続)

② 学校図書館の充実

(中学校)

・現在、中学校では授業中や昼休みのみ図書室を開放していますが、部活動がない日などに図書室をいつでも利用できるよう図書室の整備を目指していきます。

(新規)

・保護者等に図書室の本を知ってもらえるような啓発をするとともに、親子読書や家庭での読み聞かせなどの協力を検討していきます。(新規)

(小学校・中学校)

・市立中央図書館と連携して図書館から図書の貸し出しを行い、本の入れ替えを継続して行っていくことで、子どもと本の出会いを増やし、子どもの読書意欲を高めます。(継続)

・学校図書館支援員の小学校への増員や中学校への配置を進め、読書活動の充実と読書環境の整備に取り組みます。(継続)

・調べ学習に応じた配架や専門コーナーなどを設置して、書架が見やすく分類したり掲示等の工夫に努めます。(継続)

・図鑑等の古いデータの資料については、調べ学習等で活用するため、市立中央図書館の団体貸出も利用しながら、可能な範囲で資料の更新を図っていきます。

(継続)

・子どもたちの知的好奇心を満たす魅力的な図書の増冊、整備に取り組みます。

また、各教科、領域での調べ学習に必要な図書資料の充実に努めます。(継続)

・小学校、中学校、篠山養護学校で文部科学省の設定する「学校図書館図書標準」が未達成となっている学校があります。達成している学校についても情報の古い本や、状態が悪い本もあることから、今後は本の選書や貸し出し状況を精査し全ての学校が文部科学省の設定した「学校図書館図書標準」を達成できるよう取り組みます。

(継続)

・文部科学省の学校図書館図書整備等5カ年計画において、図書室への新聞配備が図られていることから、各学校に新聞の配置を進め学習材料として活用していきます。

(新規)

(高等学校)

・生徒に「図書室の利用案内」を配布するなど継続して利用促進を図っていきます。

(継続)

③ 子どもが読書に親しむ工夫

(小学校・中学校)

・学校図書館担当教諭と、市立中央図書館職員との情報交換を行い、児童生徒の読書環境の整備に努めていきます。(継続)

・各学校で朝の読書や一斉に読書に取り組む活動を継続して実施し、児童生徒の読書時間の充実に努めていきます。(継続)

・図書だよりで新刊の紹介や、図書委員会活動でリクエスト本のアンケートを集約したり、啓発ポスターや新聞、掲示物を作成して図書紹介を行うなど、子どもが自分で本を選べる工夫を継続して行います。(継続)

・読書感想文・感想画コンクールなどの事業の参加も継続します。(継続)

・読書冊数の目標値設定や読書内容の紹介等、読書量を増やす取組を継続して進めます。(継続)

④ 家庭での読書活動の支援

(小学校)

・家族と読書をする「家読の日」を設定したり、「子ども読書日」、「子ども読書週間」、にふさわしい事業の実施と行事情報の提供を継続していきます。(継続)

第5章 推進体制等の整備

1 推進体制等の整備

(1) 諸条件の整備・充実

子どもの読書活動の推進に向けて、必要に応じて子どもの読書活動推進連絡会の開催を行い、市内各教育施設や関係団体との連携を密にして相互の協力体制を強化します。

子どもの読書活動を地域全体で支援するため、保育園・幼稚園・こども園・学校など各施設での蔵書の充実、さらに学校や関係施設ならびにボランティアグループなどの団体へ十分な図書を提供ができるよう、市立図書館の蔵書のさらなる整備と拡充を図るとともに、図書館サービスの充実と情報発信に努めます。

(2) 広報の推進

本計画について、ホームページや広報紙で周知するとともに、図書館や各関係施設に配布します。家庭・地域・学校を通じて、多くの市民の方と連携・協働しながら、子どもたちの読書が活発に行われていくように、読書推進に取り組んでいきます。

市立中央図書館のサービスのひとつである市内各配本所での貸出しが十分に図られるよう受け入れ先となっている各支所（分室）、ハートピアセンターなどと連携を強化するとともに、育児・教育施設への直接的な情報発信を行います。各配本所からの利用方法について、広報誌やホームページの活用や、周知ポスター、チラシ等の作成を行い、利用者へ広く情報を提供します。

また、図書館システムと蔵書検索システムの更新により、自宅のパソコンやスマートフォン、携帯電話、館内OPACから、本の予約や検索が容易となりました。

今後も利用者ニーズを反映できるよう、システム会社と協力しながら図書館情報の拡張と図書貸出しの円滑化に努めます。

(3) 関係施設及び団体との連携の推進

子どもの読書活動の推進に関わるすべての施設や団体などが、必要に応じて交流や情報の交換を持てる機会を設定し、事業をスムーズに展開するためのネットワークの体制づくりを推進していきます。

また、神戸大学のフィールドステーションやイノベーションラボとの連携や、まちづくり協議会などと協力しながら更なる図書館サービスの充実を目指していきます。

附属資料

1 統計でみる 市立中央図書館

1 蔵書冊数の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
館別蔵書冊数						
中央図書館	151,524	158,325	167,433	174,571	182,109	190,197
図書コーナー	33,587	34,042	34,514	34,779	35,027	35,101
計	185,111	192,367	201,947	209,350	217,136	225,298
蔵書内訳						
一般書	126,873	132,430	137,705	143,237	149,152	155,320
児童書	47,509	48,791	52,718	54,314	55,748	57,250
洋書	186	198	204	207	256	284
YA (ヤングアダルト)	10,543	10,948	11,320	11,592	11,980	12,444
図書合計	185,111	192,367	201,947	209,350	217,136	225,298

2 市内学校への団体貸出状況

年度	学校数	回数	冊数
平成25年度	22校	169回	21,539冊
平成26年度	20校	148回	29,819冊
平成27年度	18校	122回	31,939冊
平成28年度	18校	96回	22,345冊
平成29年度	17校	78回	21,105冊
平成30年度	19校	87回	22,448冊

3 ブックスタート事業実施状況

年度	対象者数	引換え数	引換え率
平成25年度	301人	297人	98.67%
平成26年度	354人	319人	90.11%
平成27年度	309人	282人	91.26%
平成28年度	351人	322人	91.74%
平成29年度	304人	278人	91.45%
平成30年度	289人	246人	85.12%

4 ブックトーク事業実施状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施校	11校	11校	11校	13校	12校	9校
参加人数	181人	241人	231人	297人	305人	239人

5 職場体験学習および図書館見学の受入状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
トライやる・ウィーク	5人	5人	6人	4人	6人	5人
インターンシップ	8人	5人	7人	2人	7人	4人
図書館見学	273人	281人	251人	231人	251人	198人

6 おはなし会実施状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
回数	89回	89回	92回	99回	112回	99回
人数	1,135人	924人	874人	838人	997人	887人

7 映画上映会実施状況

対象	大人向け			子ども向け		
	上映作品	上映回数	視聴人数	上映作品	上映回数	視聴人数
平成25年度	16作品	30回	192人	15作品	27回	135人
平成26年度	14作品	30回	172人	13作品	26回	87人
平成27年度	14作品	30回	182人	13作品	27回	132人
平成28年度	12作品	22回	96人	12作品	24回	81人
平成29年度	12作品	24回	128人	12作品	24回	148人
平成30年度	12作品	24回	103人	12作品	24回	217人

8 出張図書館実施状況

※平成26年度より事業開始。平成26年度は「たきまつり」イベントに参加しており
人数は不明。

年度	回数	参加人数		貸出冊数
		大人	子ども	
平成26年度	3回	—	—	90冊
平成27年度	4回	51人	62人	134冊
平成28年度	6回	48人	64人	116冊
平成29年度	4回	31人	43人	74冊
平成30年度	4回	24人	25人	102冊

9 講演会・講座実施状況

年度	種類	タイトル	講師
平成25年度	講座	「幼い子どもと絵本」-子どもと楽しむ絵本の世界へようこそ-	今西茂子氏
	講座	「絵本から読み物の世界へ」-物語に出会う喜びを子どもたちに-	今西茂子氏
	講演会	「子どものこころ詩のこころ」	工藤直子氏
	講演会	「図書館が日本を救う！-図書館の可能性-」	常世田良氏
平成26年度	講座	「わらべうたの魅力について」	山本淳子氏
	講演会	「大人の気づき、子どもの成長～絵本は心を育てる特效薬～」	柳田邦男氏
平成27年度	講座	「絵本と落語～子どものこころをとらえる話し方～」	笑福亭仁勇氏
	講演会	「ものがたりとともに育ちあう」	村中季衣氏
平成28年度	講座	「こどもと絵本 第1回 こどもの発達と絵本-」	石川晴子氏
	講座	「こどもと絵本 第2回 いろいろな絵本の中から選ぶ-」	石川晴子氏
	講演会	「作家の読書体験と小説を創作すること」	高村 薫氏
平成29年度	講座	「読書感想文書き方講座～読書感想文を書くのが苦手な人のために～」	図書館司書
	講座	「第1回 絵本の読み聞かせ入門講座」	大澤百世氏
	講座	「第2回 絵本の読み聞かせ入門講座」	大澤百世氏
	講演会	「昔ばなしが語るもの」	伊藤明美氏
平成30年度	講座	「おはなし講座」	松岡享子氏
	講演会	「本は不思議の扉」	富安陽子氏

10 読書手帳配布状況

配布場所	一般用	子ども用
小学校	—	2,405枚
中学校	1,072枚	—
養護学校	27枚	20枚
教職員	448枚	—
図書館	606枚	815枚
計	2,153枚	3,240枚

(平成31年3月末現在)



2 策定までの スケジュール

策定までの経緯

検討期間	平成30年4月～平成31年3月
計画策定予定	平成31年4月
主な経過	平成30年 6月1日～30日 調査分析
	7月27日 篠山市子ども読書活動推進連絡会（第1回） 「2次素案検討」
	10月4日 篠山市子ども読書活動推進連絡会（第2回） 「2次素案検討」
	11月6日 第2回篠山市図書館協議会へ報告
	平成31年 2月19日 定例教育委員会中間報告
	2月20日 パブリックコメント募集
	3月21日 パブリックコメント集約 3月26日 篠山市子ども読書活動推進連絡会（第3回） 「2次素案最終検討、平成30年度取組状況報告」
	令和元年 5月 1日 「第2次丹波篠山市子ども読書活動推進計画」策定 丹波篠山市教育委員会報告 第1回丹波篠山市図書館協議会報告

3 法令等資料

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年法律第154号)

(目的)

第1条この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子どもの読書活動推進基本計画)

第8条政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置）

第11条国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

丹波篠山市子どもの読書活動推進連絡会設置要領

(設置)

第1条 丹波篠山市子どもの読書活動推進計画の推進を図るため、丹波篠山市子どもの読書活動推進連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、次の各号に掲げる事項について検討または実行し、その結果を丹波篠山市教育委員会および丹波篠山市図書館協議会に報告するものとする。

- (1) 丹波篠山市子どもの読書活動推進計画の取組みに関すること。
- (2) 子どもの読書活動の施策の内容に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

- (1) 会長及び副会長は、それぞれの会員の互選によって定める。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 会員は、別表に掲げる者をもって組織する。

(会議)

第4条 連絡会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて会員以外の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 連絡会の庶務は、丹波篠山市立中央図書館において行う。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1	図書館ボランティア団体代表（ささやま図書館友の会代表）
2	子育てふれあいセンターアドバイザー代表
3	保育園園長会代表
4	特別支援・小学校長会、幼稚園長会代表
5	中学校長会代表
6	小学校図書館教育担当者代表
7	中学校図書館教育担当者代表
8	高等学校図書館教育担当者代表
9	健康課保健師代表
10	公民館代表
11	中央図書館長

